

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針

（平成 29 年 12 月 26 日  
閣 議 決 定）

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 29 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 30 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（略）

### 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

#### 【内閣府】

#### （1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び8項並びに4条1項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条11項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議

及び教育委員会との連携確保（8条）

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）  
（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

## （2）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（i）以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号）
- ・ 教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）  
（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（ii）施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平 27 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、指定都市及び中核市に平成 29 年度から移譲する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 29 年 4 月 27 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

## 【厚生労働省】

### （1）児童福祉法（昭 22 法 164）

放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 63）10 条 3 項）の事務・権限については、平成 31 年度から指定都市も実施できることとし、平成 30 年度中に省令を改正する。

## 6 義務付け・枠付けの見直し等

### 【内閣府】

- (1) 学校教育法（昭 22 法 26）、児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

特定教育・保育施設の施設監査（学校教育法、児童福祉法 46 条 1 項及び 59 条 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 19 条に基づく監査等をいう。）及び確認監査（子ども・子育て支援法 14 条及び 38 条に基づく監査等をいう。）については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法 59 条 9 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 6 項）を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2 条 12 号）の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (4) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法 27 条 1 項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平 26 内閣府令 44）2 条 2 項 1 号。以下この事項において「利用者負担額」という。）

の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。

- ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成 29 年度中に必要な周知を行う。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法 56 条 7 項及び 8 項並びに子ども・子育て支援法附則 6 条 7 項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### **（6）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金**

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### **（15）私立学校振興助成法（昭 50 法 61）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）**

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭 51 政令 289）4 条 1 項 2 号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法 59 条 4 号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体

に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

#### (18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平 18 法 77)

- (i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1） 5 条 3 項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- (ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13 条 2 項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。

(関係府省：厚生労働省)

- (iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）のうち、3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示 2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### （19）子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

（ii）子どものための教育・保育給付の認定（19 条 1 項）については、以下のとおりとする。

・平成 29 年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成 30 年度から講ずる。

・子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

（iii）特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議（31 条 3 項及び 32 条 3 項）については、届出とする。

（iv）特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続（35 条 2 項）については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（v）子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成 30 年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。

（vi）施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

・処遇改善等加算 I（特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、

特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 21 号）における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法（平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて（平 28 内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課））に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・職員 1 人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成 30 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成 30 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格（同告示 1 条 12 号）の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

## 【文部科学省】

### （1）学校教育法（昭 22 法 26）及び地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏ま

え、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省)

### (3) 地方自治法（昭 22 法 67）及び学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（学校給食法 11 条 2 項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭 22 政令 16）158 条 1 項 4 号）に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

(関係府省：総務省)

[措置済み（平成 29 年 11 月 30 日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）]

### (11) 学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（11 条 2 項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。

- ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

- ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。

### (17) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 幼稚園における 2 歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成 30 年度に 2 歳児特有の発達を踏まえた配慮や 3 歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成 31 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

## 【厚生労働省】

### (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）33 条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

- (ii) 保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）32 条）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平 23 厚生労働省令 112））については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、本特例の適用期間（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平 23 政令 289））の延長についても併せて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (iii) 放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）に従事する者及びその員数（児童福祉法 34 条の 8 の 2 第 2 項）に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

講ずる。

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

- ・放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 63）10 条 1 項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・「放課後子ども総合プラン」（平 26 文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が 20 名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省）

- ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成 29 年度中に省令を改正する。
- ・子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修（同省令 10 条 3 項。以下この事項において「認定資格研修」という。）の受講に必要とされる実務経験については、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。
- ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、

食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・保育所の設備の基準の特例（同省令 32 条の 2）については、公立保育所における食事の外部搬入に関する平成 29 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vi) 一時預かり事業の職員配置（児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）36 条の 35）については、1 日の子どもの受入れ数がおおむね 3 名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(xii) 子育て短期支援事業（6 条の 3 第 3 項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6 条の 4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## **（6）児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）**

(i) 子育て短期支援事業（子ども・子育て支援法 59 条 6 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 3 項）については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成 29 年度中に周知する。

(iii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること」（同省令 6 条 2 号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

- ・家庭的保育事業における食事の提供（同省令 15 条）及び食事の外部搬入（同省令 16 条）については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業の特性を踏まえ、現行の経過措置（同省令附則 2 条）を延長するとともに、連携施設（同省令 16 条 2 項 1 号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項 2 号）及び共同調理場等（同項 3 号）以外の一定の事業者からの搬入を可能とするため、平成 29 年度中に必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

- (iv) 延長保育事業（子ども・子育て支援法 59 条 2 号）又は一時預かり事業（子ども・子育て支援法 59 条 10 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 7 項）を実施する保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法 59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）を実施する場合については、「延長保育事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）及び「一時預かり事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね 2 人以下である場合に、延長保育事業又は一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

（関係府省：内閣府）

[措置済み（平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知、平成 29 年 4 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

### (31) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（59 条 12 号及び児童福祉法（昭 22 法 164） 6 条の 3 第 14 項）の実施については、以下のとおりとする。
  - ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平 29 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成 30 年 4 月に改正する。
  - ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、

50 人未満のほか、現在交付対象となっている会員数 50 人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・ 広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

### **(39) 保育士修学資金貸付等制度実施要綱**

保育士修学資金貸付等制度実施要綱（平 28 厚生労働事務次官）のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成 29 年度中に行う。

### **(41) 保育所等施設整備交付金**

保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。

## **【国土交通省】**

### **(5) 建築基準法（昭 25 法 201）**

居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成 29 年度中に告示を改正する。

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

# 保育所等における面積基準の緩和について

## 1. 現行制度について

- 地方分権一括法では、待機児童が多い現状を踏まえ、合理的な範囲内で居室面積基準を引き下げられる特例が設けられている。

要件	①前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上 ②前々年の1月1日時点で平均地価が3大都市圏（※）の平均以上 ※居室の面積基準 乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳児以上の保育室1.98㎡ ※3大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏
時期	平成32年3月31日までの間（時限措置）

## 2. 提案内容・背景

- 待機児童の問題はまだ収束していない。
- 「平均地価が3大都市圏の平均以上」の要件（地価要件）は、地価が高い東京圏の影響により対象となる市町村が限定的となる。  
⇒ ①特例措置の期間の延長、②地価に係る要件の緩和、を行うべき（大阪府）



## 3. 提案についての対応

- 「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までの待機児童解消を目指していたが、「子育て安心プラン」では平成32年度末までの解消としたこと等を踏まえ、居室面積の特例期限を3年間延長し、「平成35年3月31日まで」とする。
- 東京圏以外も、待機児童解消のために保育の受け皿を整備するための、**土地の確保が難しい場合には、一定の条件の下で面積基準を緩和**することを可能とする。

緩和案	3大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏以上 ※現行の「3大都市圏の平均以上」では全国1,718市区町村のうち約8%、緩和案に見直した場合には約17%が該当。
要件	①市区町村が、受け皿整備のための土地確保施策（※）を行ってもなお、当該市区町村における土地確保が困難な場合。 ※ 土地の有効活用（公有地・空き家・空き家・都市公園・学校等の空き教室、民有地マッチング等を活用した保育所の整備状況）、賃貸借方式による保育の受け皿整備、多様な保育の実施（小規模保育事業、家庭的保育事業 等）、送迎バスにより広域的に保育所等を利用する事業の実施、大規模マンションでの保育の受け皿整備 等を想定。 ②当該市区町村により上記の施策を行ってもなお、土地確保が困難であることが説明され、公表されていること。

# 放課後児童支援員の基礎資格の拡大について

## 1. 現行制度について

- 児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関して、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い条例を定めることとされている。
- 基準省令において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならずと規定している。
- 現在、高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない。

## 2. 提案内容・背景

- 放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、中卒者にも基礎資格を拡大すべきである。（豊川市、半田市、出雲市からの提案）



## 3. 提案についての対応

- 提案内容を踏まえ、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用する。  
→ 基準省令を改正し、以下の者を新たに放課後児童支援員認定資格研修を受講できる者とし、放課後児童支援員になることができる途を開く。

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※ 改正後の基準省令は、2018（平成30）年4月1日施行予定。

# 「代替保育」の提供先の緩和について

## 1. 現行制度について

- 家庭的保育事業等は、① 3～5 歳児の受け皿の確保、② 集団保育の提供などの保育内容の支援、③ 職員が病気の場合等の代替保育の提供、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園）から確保しなければならぬ（平成31年度未までの経過措置あり）。  
⇒ 「代替保育」の連携の確保は施設側の抵抗感もあり難しい。家庭的保育事業等が確保すべき連携のうち、代替保育の提供を任意項目とする。（埼玉県越谷市）



## 2. 提案についての対応

- 家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合には、認可事業として一定の質が確保され、規模によっては代替保育の提供も可能と考えられる**小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業**から確保することを可能とする。
- また、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案して代替保育が提供できるものとして市区町村が適切と認める事業所から確保することを可能とする。  
※ ① 保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること、② 代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと、③ 代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。

＜家庭的保育事業等が確保すべき連携＞

＜連携施設＞

<p>【受け皿の確保】 卒園後の3～5歳児の受け皿の確保</p>	<p>保育所、認定こども園、幼稚園</p>
<p>【保育内容に関する支援】 集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育事業等への助言</p>	<p>保育所、認定こども園、幼稚園</p>
<p>【代替保育の提供】 職員が病気などにより保育を提供することができない場合の代替保育の提供</p>	<p>保育所、認定こども園、幼稚園 小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※ 家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合はその他市区町村が適切と認める事業所。</p>

# 家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

## 1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルギー除去食の提供、体調不良時のおおきく食への変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
  - 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在
    - ① 既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。
    - ② 責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。
- ⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）



## 2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。
  - ← 調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない
  - ← 個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）
外部搬入について、 ① 保育園・幼稚園・認定こども園 ② 同一・系列法人の運営事業所から可能（※）	①・②に加え、 ③ 保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者から可能（※）

※ 5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保  
④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供

- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能になるようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。